

大津市結婚新生活支援事業補助金

補助額 ※予算には限りがあります

① 夫婦の合算所得が500万円未満の世帯

住居購入費・賃借費の一部を補助します

最大30万円

夫婦ともに29歳以下 の場合は最大60万円

② 夫婦の合算所得が500万円以上の世帯 住居購入費の一部を補助します (賃借費は対象外です)

20万円

購入費 … 建物の購入費、工事請負費(リフォームを除く)

賃借費 … 家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料

<費用の要件>

- ※令和6年4月1日以降に支払っていること
- ※申請日までに支払い済みであること
- ※家賃と共益費は、同居開始月以降の費用であること (同居開始月は住民票の写しで確認します)

対象世帯

- ① 令和6年1月1日から令和7年2月28日 までに婚姻届を提出し受理された世帯
- ② 左記の所得要件を満たしていること ※奨学金を返済している場合は別途計算有
- ③ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳 以下であること
- ④ その他大津市が定める要件を満たすこと

詳細は大津市ホームページへ↓

申請・お問合せ 大津市 企画調整課 **8** 077-528-2701

